

久留米市障害者地域生活支援協議会・施策推進部会について

1 「障害者地域生活支援協議会」とは

(1) 協議会の設置根拠（障害者総合支援法第89条の3）

関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びにその他の関係者が、相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等への連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として、地方公共団体が設置します。

(2) 主な機能

① 障害のある方を地域で支えるネットワークを構築する**地域支援機能**

地域ネットワークの中核組織として、市内の社会資源を繋ぎ、地域で暮らす障害のある方を地域全体で支えます。

② 基幹相談支援センター及び障害福祉サービス事業所等に対する**評価機能**

基幹相談支援センター及び障害福祉サービス事業所等の運営状況等について評価します。また、障害福祉サービス事業所等については、必要に応じて指定の可否に関する意見を述べます。

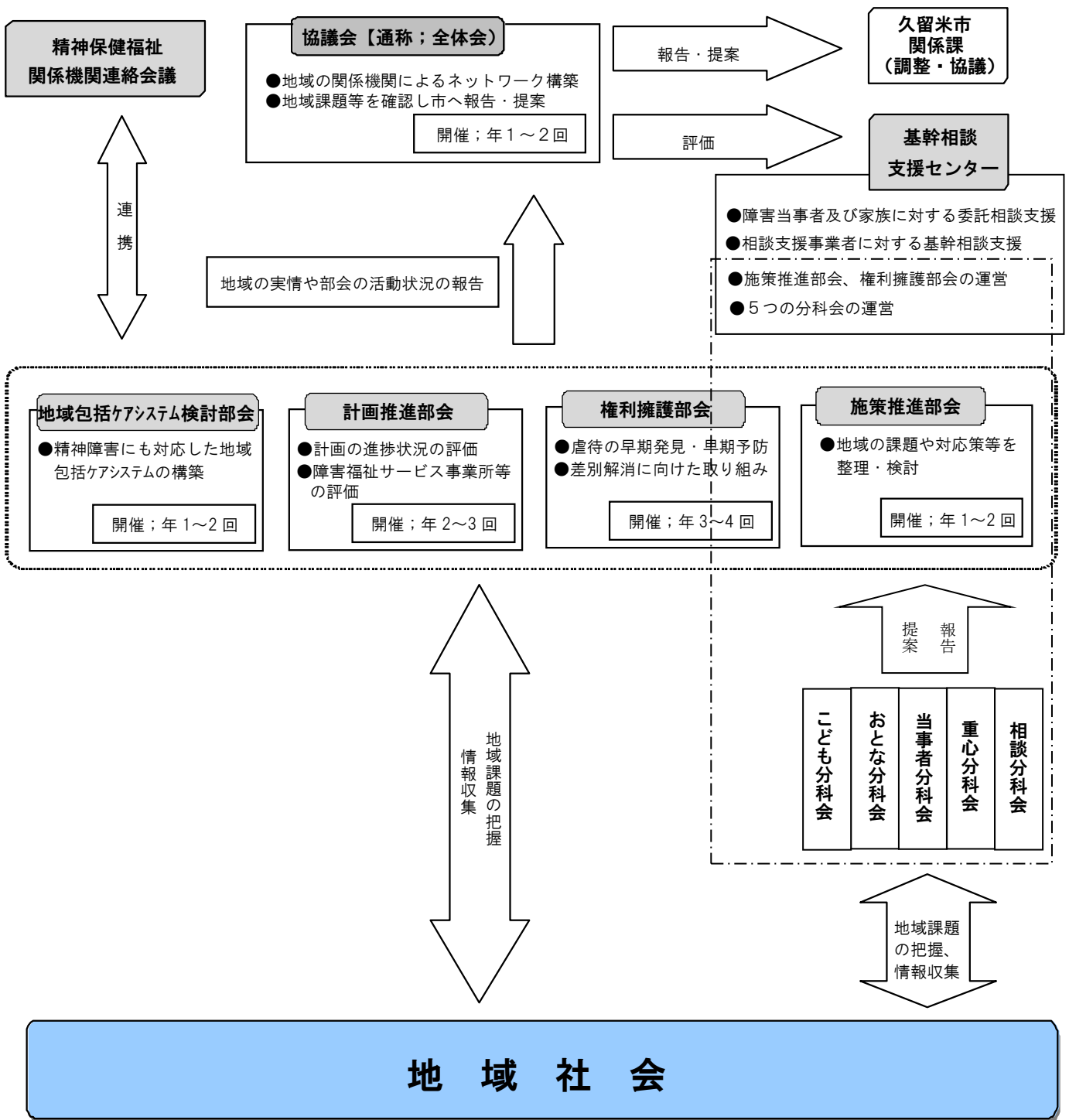
③ 地域における障害保健福祉に関する課題や情報を収集・提供する**情報支援機能**

地域で暮らす障害のある方を支えるために、障害福祉サービス事業者等と情報交換を行い、地域における課題や情報を収集し、提供します。

④ 障害福祉計画の策定・変更または達成状況について意見を述べる**施策提案機能**

市が策定する障害者計画や障害福祉計画等について、必要に応じて意見を述べます。

久留米市障害者地域生活支援協議会・組織図



2 施策推進部会について

(1) 設置の趣旨

地域における障害者等への支援体制に関する課題を整理し、社会資源を活用する方法や連携についての仕組みづくり等を協議する。

(2) 施策推進部会

各分科会から出された地域の課題や対応策等を整理し、部会意見を取りまとめる。

① 部会員構成

各分科会の正副会長を中心に構成する。

② 開催時期

年1～2回程度

③ 協議内容

- (ア) 課題への対応策として、市民活動団体や事業者、地域住民等の地域の社会資源を活用する方法や連携について検討し、その仕組みづくり等を協議する。
必要に応じて、市の取り組みとしての体制、方法、予算について協議する。
- (イ) 各分科会で検討・協議している内容について報告し、今後の部会で取扱うものについて協議する。
- (ウ) 各分科会の検討事項に対する他分科会の意見聴取など。

(3) 分科会

テーマごとに地域における課題を把握し、対応策を整理・検討して、施策推進部会に提案・報告を行う。

① 分科会員構成

各分科会は、協議事項によって任意の分科会員により構成する。

② 開催時期

随時

	協議内容	主な分科会員構成
こども分科会	障害児に対する支援体制に関する課題・対応策について協議する	障害児サービス事業所 教育関係機関
おとな分科会	障害者に対する支援体制に関する課題・対応策について協議する	障害福祉サービス事業所 就労関係機関
当事者分科会	障害者（当事者）の立場から、地域の課題等について検討する	身体障害者・知的障害者 精神障害者
重心分科会	重症心身障害児者に対する支援体制に関する課題・対応策について協議する	重心向けサービス事業所
相談分科会	障害者に対する相談支援体制等について協議する	相談支援事業所

